

規約例

〇〇自治会規約

規約の名称は、「〇〇自治会会則」等でも結構です。

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、〇〇自治会という。

「名称」は、規約で必ず規定しなければなりません（地方自治法第260条の2第3項第2号）。

その名称は、現在の名称で結構です。

(区域)

第2条 この会の区域は、浜松市〇区〇〇町（又は〇〇町字〇〇）の全域とする。

「区域」は、規約で必ず規定しなければなりません（地方自治法第260条の2第3項第3号）。

町、字単位で区域が区切られている場合は、上記のように定めてください。

また、町、字の一部を区域としている場合は、次のように定めてください。

第2条 この会の区域は、浜松市〇区〇〇町××番地から×××番地までの区域とする。

地番等が連続していない場合は、該当の地番等を列挙してください。この場合、地番が多くなるなどで別表表示するときは、次のように作成してください。

第2条 この会の区域は、浜松市〇区〇〇町のうち別表に定める区域とする。

別表

町又は字	地番
〇〇町	1から84まで、84の2、84の5、85の1から85の3まで、86から95まで
〇〇町字〇	全部

なお、河川や道路などで明確に表示できる場合は、次のような表現も可能です。

第2条 この会の区域は、浜松市〇区〇〇町（〇〇町字〇）のうち〇〇川の北側の区域とする。

(主たる事務所)

第3条 この会の主たる事務所は、浜松市〇区〇〇町〇〇番〇号に置く。

「主たる事務所の所在地」は、規約で必ず規定しなければなりません（地方自治法第260条の2第3項第4号）。〇〇番〇号まで具体的に定めてください。

主たる事務所の所在地を変更する場合は、市長（区長）に規約の変更認可の申請及び告示事項の変更の届出をする必要があります。

所在地を自治会長の個人宅ではなく、変更が少ない集会所（公会堂）等にすることで後の事務負担を軽減することができます。

なお、こうした集会所等がない自治会は、「この会の主たる事務所は、会長の自宅に置く。」といった表現も可能です。この場合は、会長の変更を行うごとに総会の議事で諮り、議事録に新会長の氏名と自宅住所を記載してください。市長（区長）が告示する際には、会長の自宅の住所で告示を行います。

(会の組織)

第4条 会員相互の緊密な連携を図るため、この会に部、組及び班を置く。

2 部に部長、組に組長、班に班長を置く。

部・組・班等は自治会の組織の実態に合わせ、定めてください。

第2章 目的

(目的)

第5条 この会は、第2条に定める区域内の住民が、隣人として精神的な心のふれあいを深め、互いに理解し合い、助け合いながら地域の諸問題についてともに関心をもち、常に共同して実践活動を行い、住みよい環境づくりと健康で明るい社会生活を築くことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 住民生活の安全確保に関する事。
- (4) 住民の教育、福祉及び文化の向上に関する事。
- (5) 住民の健康増進に関する事。
- (6) 住民相互の融和と扶助に関する事。
- (7) 地域内の高齢者、女性、青年、子供等の団体活動及び住民のグループ活動の育成及び援助に関する事。
- (8) 市自治会連合会、区自治会連合会、地区自治会連合会その他の団体との連絡及び協調に関する事。
- (9) 市役所その他官公署との連絡及び協力に関する事。
- (10) その他目的の達成のために必要な事。

「目的」は、規約で必ず規定しなければなりません（地方自治法第260条の2第3項第1号）。活動内容をできるだけ具体的に書いてください。

「目的」と「事業」を別の条で定める方法もあります。

第3章 会員

（会員）

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

3 この会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

「構成員の資格に関する事項」として、会員の資格を規定しなければなりません（地方自治法第260条の2第3項第5号）。

また、次の2点を定めていなければなりません。

※区域内に住所を有する個人の誰もが会員となることができること。

※正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないこと。

なお、自治会の会員は、区域内に住所を有する個人に限られていますので、法人・組合等の団体は、第2項のように賛助会員として規定してください。表決権はありません。

（会費及び入会金）

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費及び入会金を納入しなければならない。

「別に定める」とは、規約とは別に会費規程等を作成することです。細かな変更が多く実施される可能性のある項目は、規約に記載しない事で規約変更の事務負担を軽減することができます。

（入会）

第8条 この会に入会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

（退会）

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) この会の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

（抛出金品の不返還）

第10条 退会した会員が既に納入した会費、入会金及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第11条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 会 計 〇人
- (4) 監 事 〇人

「代表者に関する事項」は、規約で必ず規定しなければなりません（地方自治法第260条の2第3項第6号）。

また、代表者（会長）は地方自治法第260条の5の規定により、1人でなければなりません。

なお、部長等を役員としている自治会は、次のように加えて定めてください。

- (3) 部 長 各部〇人
- (4) 会 計 〇人
- (5) 監 事 〇人

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。

3 会計は、この会の会計事務を処理する。

4 監事は、次の業務を行う。

- (1) この会の財産の状況を監査すること。
- (2) 役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを役員会及び総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、役員会及び総会を招集すること。

部長等を役員とした場合は、その職務を規定してください。

副会長による会長の事務の代行は、法律行為に及びえないことから、直ちに後任の会長を選出するべきです。

(役員任期)

第14条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときの後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

顧問及び相談役、また、委員会を置く自治会は、実態に応じて次のように、規定してください。

(顧問及び相談役)

第〇条 この会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が総会の同意を得て委嘱する。

(委員会)

第〇条 この会に、第5条に規定する事業を円滑に行うため、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会長が総会の同意を得て委嘱する。

3 委員会の委員は、特定の業務について、調査研究する。

第5章 会議

(会議の種類)

第15条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

「会議に関する事項」は、規約で必ず規定しなければなりません（地方自治法第260条の2第3項第7号）。

規定すべき事項は、総会及び役員会の招集方法、議決事項及び議決方法などです。

(会議の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(議決事項)

第17条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 重要な契約を締結すること。

(4) その他この会の運営上特に重要なこと。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他この会の運営に必要なこと。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行することができる。この場合において、会長は、次の総会においてこれを報告し、承認を得なければならない。

(総会)

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

地方自治法第260条の13の規定により、通常総会は、少なくとも年1回は開催しなければなりません。

なお、地方自治法第260条の19の2第1項では、例外として事前に会員全員の承諾を得ることで、総会を開催せずに書面あるいは電磁的方法により議題を議決することができるとしています。したがって、書面あるいは電磁的方法での議決にひとりでも反対すれば総会を開催しなければなりません。

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

地方自治法第260条の14の規定により、上記の「会員の5分の1」の割合は、規約により増減できます。

また、地方自治法第260条の12の規定により、監事の職務として臨時総会の招集が可能です。

(役員会)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたとき又は役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第21条 総会及び役員会は、会長が招集する。

2 総会及び役員会を招集する場合は、会長は、会員又は役員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めたときは、この限りではない。

地方自治法第260条の15の規定により、総会の招集は、少なくとも5日前に行う必要があります。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、役員過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

表決権については、地方自治法第260条の18の規定により、各会員平等とされており、また、総会に出席できない場合は、書面（例：資料3-2）又は電磁的方法をもって表決し、又は代理人を出すことができるとされています。

この場合における電磁的方法による表決とは、電子メールなどによる送信、WEBサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等が該当し得ます。

なお、地方自治法第260条の19の規定により、認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決する場合には、その構成員は表決権を有しません。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の数（書面、電磁的表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議長の選任に関する事項
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録に掲げる資産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

「資産に関する事項」は、規約で必ず規定しなければなりません（地方自治法第260条の2第3項第8号）。

(資産の管理)

第28条 資産は、会長が管理し、その管理方法は、役員会の議決により定める。

- 2 別に定める財産目録に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむをえない理由があるときは、総会の議決を経て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第29条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第31条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

財産目録は、地方自治法第260条の4の規定により、毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、主たる事務所に備え置かなければなりません。事業年度を設ける場合は、毎事業年度終了の時に作成しなければなりません。したがって、事業報告や決算も事業年度終了後3月以内に総会で承認を得る必要があります。

(会計年度)

第32条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得、かつ、市長（区長）の認可を受けなければ変更することができない。

地方自治法第260条の3の規定により、規約の変更は、会員の4分の3以上の同意を得なければなりません。ただし、この割合は、規約により変更することが可能です。

(解散)

第34条 この会は、地方自治法第260条の20第2号から第6号の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

地方自治法第260条の20及び21の規定により、自治会は、①破産、②認可の取消し、③総会員の4分の3以上の同意による総会の議決、④会員の欠乏⑤合併消滅の場合に解散することとなります。なお、③の割合は、規約により変更することが可能です。

(残余財産の処分)

第35条 本会の解散のときに有する残余財産の処分は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

地方自治法第260条の31の規定により、解散した認可地縁団体の財産の帰属先は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とする場合は、地縁による団体の目的に鑑み適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させる必要があります。

仮に、法人化の当初から解散時の残余財産の具体的帰属先を決めることが困難な場合は、上記のように、規約において帰属権利者を指定する方法を定めることが適当と考えられます。残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散決議と同様に総会員の4分の3以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。

第8章 雑則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第36条 この会は、その事務所に構成員名簿、財産目録等必要な帳簿を備え置かなければ

ならない。

地方自治法第260条の4第2項の規定により、財産目録及び構成員名簿は、事務所に備え置かなければなりません。また、構成員名簿は、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えることが規定されています。

(委任)

第37条 この規約の施行について必要な事項は、役員会において別に定める。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

規約変更認可申請書を提出し変更が認可された際には、認可通知書にある認可日を新規規約の施行日とし、次のとおり施行日を順次追記してください。

- 1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。